特別養護老人ホーム（ユニット型介護老人福祉施設）のでらはまゆう　重要事項説明書

＜令和8年8月1日＞

1　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　0857-51-8188

担当　　西浦　智美　　野川　宏子

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください

2　特別養護老人ホーム（ユニット型介護老人福祉施設）のでらはまゆうの概要

(1)提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム　のでらはまゆう
施設の所在地	鳥取県鳥取市野寺67番地
介護保険指定番号	第　3170103133　号
福祉サービス第三者評価	平成29年4月25日受審　（鳥取県社会福祉協議会）

(2)　同施設の職員体制と業務内容　　※短期入所生活介護施設のでらはまゆうと兼務

	資 格	人員		業務内容
管理者		1名		従業者の総括管理、指導を行います。
医師		1名以上		入居者の健康管理及び医療上の指導を行います。
生活相談員		1名以上		入居者の日常生活上の相談・支援を行います。
管理栄養士		1名以上		献立の作成、栄養指導、嗜好調査等を行います。
機能訓練指導員	言語聴覚士	1名以上		入居者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員		2名以上		入居者の施設サービス計画書の作成を行います。
事務職員		2名以上		必要な事務を行います。
介護・看護職員	看護職員	3名以上		介護職員：日常生活上の介護全般について適切な技術をもって介護を行います。
	介護職員	21名以上		看護職員：入居者の健康管理や医療上の看護を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

(3)　同施設の設備の概要

定員		70名　（1ユニット 10名、7ユニット）	相談室	1室
居室	個室	70室　（1室　10.83　㎡）	医務室	1室
浴室		特別浴槽（4）、個人浴槽（4）	家族サロン	3室
			事務室	1室
共同生活室（食堂）		7室	静養室	1室

3-1 サービス内容

① 施設サービス計画の立案	入居者の意向を踏まえ、施設サービス計画を作成します。
② 食事	一人一人の栄養計画を作成し、栄養ならびに入居者の身体状況および嗜好に合わせた食事提供を行ないます。
③ 入浴	入居者のご希望に応じて入浴していただきます。個人浴槽もございます。
④ 日常生活援助	施設サービス計画にしたがって、適切な援助を行います。
⑤ 機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に合わせた機能訓練を行います。
⑥ 健康管理	医師及び看護・介護職員により健康管理に努めます。
⑦ 看取り介護	看取り介護の指針を策定し、医療機関等と連携をとって看取りのお手伝いをします。
⑦ 生活相談	生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
⑧ 理美容サービス	入居者のご希望により理容師の出張サービスをご利用いただけます。
⑨ 行政手続代行	要介護認定、その他の申請の代行をいたします。
⑩ 地域・家族との交流	ご家族・友人が気軽に来訪・宿泊していただけます。
⑪ 外出支援	公共施設の利用、地域行事等の参加、散歩など、外出支援を行います。

3-2 看取りに関する指針

特別養護老人ホームのでらはまゆうでは、高齢や疾病により心身の機能不全が進行して、人生の終末期（ターミナル）を迎えた入居者様が、その人らしい生をできるだけ穏やかに全うするための援助を行います。

・ターミナルの定義：医師により治療効果が望めず終末期と判断され、本人と家族が自然な経過を希望された場合。

・施設による看取りの指針

① 本人・家族ともに延命治療を望まず、緩和ケアで最期の看取りを施設に希望する。
（この場合、特に本人の意思を尊重する。）

② 家族と各職種（医師・看護師・介護士・栄養士・相談員など）が集まり、ケアの方向について十分検討し、意思の統一を図る。

③ 水分・栄養摂取が十分入らなくなった場合でも経管栄養や高カロリー輸液は行わず、経口摂取が可能ならば本人の好みを優先し、末梢点滴による補液と併用していく。

④ 苦痛の除去・緩和はあらゆる面で検討し、薬の使用に関しては副作用も含めて十分な説明を行う。

⑤ ユニットケアでは全室個室であるが、面会に来られた家族や大切な人が、ゆっくり落ち着いて本人に付き添えるよう十分な配慮をする。

4 利用料金

(1) 施設利用料(1日あたり)・・・利用者負担割合は介護保険負担割合証の記載によります。

要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費と

居住費の合計をお支払頂きます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者負担額を変更します。

要介護度及びサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
サービス利用に係る自己負担額 **(※1割負担の場合)**	670	740	815	886	955
食　　費	1,700				
居 住 費	2,066				
日用品費	204				
自己負担額合計	4,640	4,710	4,785	4,856	4,925

○加算料金(介護保険)について

＊初期加算(1日30円)…入居後30日に限り加算されます。

＊安全対策体制加算(1回20円)…安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施します。

＊夜勤職員配置加算Ⅱ(1日18円)…基準以上の夜勤職員を配置します。

＊外泊・入院時加算(1日246円)…1月につき7泊(6日分)、月をまたぐ場合は最大で連続13泊を上限とします。

居宅に外泊される際に当施設による在宅サービスを利用される場合、1日　560円(1月6日限度)をご負担頂きます。

(1)退所前後訪問相談援助加算…460円 (2)退所時相談援助加算…400円 (3)退所前連携加算…500円

＊栄養管理体制加算

◇栄養マネジメント強化加算(1日11円)・・・低栄養高リスク者に対して多職種でミールラウンド実施し、

必要に応じて管理栄養士が相談支援します。栄養管理に関する情報をLIFE(厚生労働省)へ提出します。

◇経口移行加算(1日28円)・・・経口から食事を摂取するための栄養管理を行います。

◇経口維持加算・・・継続して経口による食事摂取を進める特別な管理を行います。

経口維持加算Ⅰ(1月400円)・・・著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合。

経口維持加算Ⅱ(1月100円)・・・摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合。

◇療養食加算(1食　6円)…療養食(糖尿食・減塩食・潰瘍食・貧血食など)の提供を行います。

◇退所時栄養情報連携加算(1月1回70円)・・・特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した

入所者が退所する場合、退所先の医療機関等に対して情報提供を行います。

◇再入所時栄養連携加算(1回200円)・・・再入所時に特別食が必要な入所者に対し、医療機関の

管理栄養士と当施設の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を作成します。

＊看護体制加算Ⅰ(1日4円)・・・診療所と連携をとり、24時間連絡体制を確保して健康上の管理を行います。

＊看護体制加算Ⅱ(1日8円)・・・基準以上の看護師を配置いたします。

◇配置医師緊急時対応加算・・・配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問して

診療を行った場合に算定します。

夜間(18時～22時)　650円　　深夜(22時～6時)　1,300円　早朝(6時～8時)　650円

勤務時間外(上記時間帯以外)　325円

＊精神科医療養指導加算（1日5円）・・・精神科医療を担当する医師により定期的な療養指導を行います。

◇看取り介護加算…入居者・家族の同意を得て、看取り介護に関する計画を作成し看取り介護を行います。

加算Ⅰ　死亡31日～45日前　1日72円　死亡30日～4日前　1日144円、死亡前2日間　1日680円、死亡日　1,280円

加算Ⅱ　死亡31日～45日前　1日72円　死亡30日～4日前　1日144円、死亡前2日間　1日780円、死亡日　1,580円

＊個別機能訓練加算Ⅰ（1日12円）・・・機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施します。

＊個別機能訓練加算Ⅱ（1月20円）・・・機能訓練計画をLIFE（厚生労働省）へ提出し、結果のフィードバックを受けることでサービスの質向上に努めます。

＊個別機能訓練加算Ⅲ(1月20円）・・・機能訓練・口腔・栄養が一体となり、自立支援。重度化防止に取り組みます。

＊ADL維持等加算【加算Ⅰ(1月30円)、加算Ⅱ(1月60円)】・・・自立支援、重度化防止に向け取り組みます。

＊日常生活継続支援加算Ⅱ（1日46円）…要介護度の高い方の受入と、基準以上の介護福祉士の配置を行います。

＊認知症専門ケア加算【加算Ⅰ（1日3円）、加算Ⅱ(1日4円)】

・・・認知症専門研修を受けた職員の配置と認知症ケアの充実を図ります。

＊認知症チームケア加算【加算Ⅰ(1月150円)、加算Ⅱ(1月120円)】

・・・認知症の行動、心理症状の発現を未然に防ぐ為のチームケアを実施します。

＊認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日200円、入所日から7日を限度)

・・・医師が認知症の症状により在宅生活が困難と判断し、緊急に入所された場合に算定します。

＊褥瘡マネジメント加算【加算Ⅰ（1月3円）、加算Ⅱ（1月13円）】

・・・施設入所時に褥瘡リスクを評価し、リスクがある方については褥瘡ケア計画に基づき褥瘡管理を実施します。

＊排泄支援加算【加算Ⅰ（1月10円）、加算Ⅱ（1月15円）、加算Ⅲ（1月20円）】

・・・排泄の自立に向けた取り組みを支援計画を立てて取り組みます。結果により算定金額が変わります。

＊口腔衛生管理加算Ⅰ(1月90円）・・・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施します。

＊口腔衛生管理加算Ⅱ(1月110円）・・・口腔衛生管理の状況をLIFE（厚生労働省）へ提出します。

＊若年性認知症利用者受入加算（1日120円）…65歳以下の若年性認知症の方の受け入れを行います。

＊在宅復帰支援機能加算（1日10円）・・・過去6ヶ月間の在宅退所の方が入所者の2割を超える場合に加算されます。

＊在宅入所相互利用加算（1日40円）・・・複数人が在宅期間と入所期間をあらかじめ定め、同一の個室を計画的に利用される場合に加算されます。

＊退所前後連携加算

◇退所前訪問相談援助加算(1回460円)

・・・入所者の退所に先立ち、退所後生活する居宅を訪問し、退所後のサービス利用について相談援助を行います。

◇退所後訪問相談援助加算(1回460円)・・・退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行います。

◇退所時相談援助加算(1回400円)・・・退所時に、退所後のサービス利用について相談援助を行い、且つ退所後2週間以内に市町村に対し退所者の状況について情報提供します。

◇退所前連携加算(1回500円)・・・退所後居宅サービスを利用する場合に、退所に先立って居宅介護支援事業者に入所者の介護状況について情報提供し、且つ退所後サービスに関する調整を行います。

◇退所時情報提供加算(1回250円)

・・・医療機関へ退所する際、退所後の医療機関に対し心身の状況、生活歴等を情報提供します。

＊協力医療機関連携加算・・・定期的に入所者の現病歴等について協力医療機関と情報共有を行います。

加算Ⅰ(月50円)入院設備を有する協力医療機関と連携を行った場合

加算Ⅱ(月5円)それ以外の協力医療機関と連携を行った場合

＊高齢者施設等感染対策向上加算【加算Ⅰ(1月10円)、加算Ⅱ(1月5円)】

・・・新興感染症の発生時等に、医療機関と連携し対応します。

◇新興感染症等施設療養費(1月1回　1日240円、5日を限度)

・・・新興感染症のパンデミック発生時に病床ひっ迫を避ける為、施設内で療養された場合に算定します。

＊自立支援促進加算（1月280円）・・・医師による医学的評価に基づき、自立支援に係る支援計画を作成し実施します。計画は定期的に見直し、LIFE（厚生労働省）へ情報提出します。

＊科学的介護推進体制加算【加算Ⅰ(1月40円)、加算Ⅱ(1月50円)】

・・・入所者の基本的な情報をLIFE（厚生労働省）へ提出し、結果のﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを受けサービスの質向上に努めます。

＊生産性向上推進体制加算【加算Ⅰ(1月100円)、加算Ⅱ(1月10円)】

・・・介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、業務改善に取り組みます。

＊介護職員の処遇改善のための加算として介護保険分に所定の加算率を掛けたものが加算されます。

(1)-2　利用者負担額の軽減措置

市町村民税非課税世帯の方には軽減措置があります。市町村による認定（介護保険負担限度額認定証）が必要です。

詳しくは市町村窓口にご相談ください。

区分：利用者負担第三段階①（市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円超120万円以下及び、資産　単身550万円、夫婦1,550万円）

要介護度及びサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
サービス利用に係る自己負担額	670	740	815	886	955
食　　費	680				
居 住 費	1,370				
日用品費	204				
自己負担額合計	2,924	2,994	3,069	3,140	3,209

区分：利用者負担第三段階②（市町村民税非課税世帯で年金収入等120万円超及び、資産　単身500万円、夫婦1,500万円）

要介護度及びサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
サービス利用に係る自己負担額	670	740	815	886	955
食　　費	1,420				
居 住 費	1,470				
日用品費	204				
自己負担額合計	3,764	3,834	3,909	3,980	4,049

区分：利用者負担第二段階（市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円以下及び、資産　単身650万円、夫婦1,650万円）

要介護度及びサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
サービス利用に係る自己負担額	670	740	815	886	955
食　　費	390				
居 住 費	880				
日用品費	204				
自己負担額合計	2,144	2,214	2,289	2,360	2,429

区分：利用者負担第一段階（市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者等）

要介護度及びサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550
介護保険から給付される金額	6,030	6,660	7,335	7,974	8,595
サービス利用に係る自己負担額	670	740	815	886	955
食　　費	300				
居 住 費	880				
日用品費	204				
自己負担額合計	2,054	2,124	2,199	2,270	2,339

＊介護サービス費用（1割負担）の利用者負担額は、「高額介護サービス費」として払い戻し制度があります。

市町村に「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。

(2) その他の料金

①理美容代　　実費(1,800円)　　ご希望に応じてご案内させて頂きます。
料金は施設利用料と一緒に請求致します。

②看取りの場合、お清めのエンゼルセット料金を別途負担していただきます(3,500円)

③日用品費には、シャンプー・リンス、ティッシュペーパー、口腔ケア用品等が含まれており、施設で用意したものを利用された場合にお支払いしていただきます。

④その他、医療費、日常生活に要する費用で、入居者に負担していただくことが適当であるものについては実費を負担 していただきます。

(3) 支払方法

・毎月10日に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の末日までにお支払ください。
お支払いただきますと領収書を発行いたします。

・お支払方法は、原則、口座自動引き落としでお願いします。

5 入退所の手続き

(1)入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※在宅の方で居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)退所手続き

①入居者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・入居者が他の介護保険施設に入所した場合

・入居者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・平成27年4月以降に入所された要介護3以上の方が、要介護1または2に変更になった場合
(ただし、特例入所の要件に該当すると認められ、継続入所が必要と認められる場合は入所可能です)

・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

・入居者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、入居者が病院または診療所に入院しその入院中の居室の利用料を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご入居者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難い行為が認められた場合は、退所していただく場合がございます。

・ 入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、相談の上契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。

(3)病院等に入院された場合の対応について

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することが出来ます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり246円)

②上記期間を超える入院の場合

入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後再び施設に入所することが出来ます。但し、入院中であっても再入所の予定がある場合は、その間の居住費は負担をしていただきます。(この場合、負担限度額認定の対象者であっても、全額負担となります)

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

医療機関と話合いの上、明らかに3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。退院後、再度入所を希望される場合は、当施設までご相談下さい。

④3ヶ月以内の再入所時期が不明な場合

入院中の居室を入居者の許可を得た場合、他の利用者に短期間利用いただく場合があります。この期間中は居住費の負担はございません。

6 当施設サービスの特徴等

(1) 当法人の運営方針

多様なサービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されること、また個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。社会福祉法人賛幸会の各種サービスは単独のサービスではなく、隣接する医療法人賛幸会が運営する診療所、老人保健施設、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所と連携を図り、『医療と福祉のコミュニティ(街)』として機能させることを目指します。

(2) 事業内容

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援します。
また、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等と密接な連携に努めます。

(3) 施設の利用に当たっての留意点

・来訪・面会	面会時間　　8:30～20:00　面会簿に記入をお願いします。 宿泊室ご利用の場合は、別途使用料が必要です。
・外出、外泊	外出・外泊届けを提出し、施設長の許可により可能です。
・飲酒	アルコール依存症のない方は少量ならかまいません。
・建物内の喫煙は厳禁	火災予防、療養環境の保持の為、建物外の喫煙所でお願いします。
・施設外での受診	医師の判断により、受診が必要な場合、協力病院等で受診いたします。
・迷惑行為	暴力・騒音等他の入居者の迷惑になる行為は禁止されております。
・現預金の持ち込み	原則現預金の持ち込みはできません。 やむを得ず持ち込まれる場合は預り金等規程に基づいて管理します(管理料別途)
・宗教活動	施設内での他入居者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
・個人情報保護	居室の氏名の掲示を望まれない方はお申し出ください。
・身体拘束の禁止	緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束は行いません。
・公序良俗	施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する行為はお避けください。 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持出す行為は禁止。

7 緊急時の対応方法

入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、
ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 事故発生の防止及び発生時の対応

安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め介護・医療事故を防止するための体制を整備します。またサービス提供中に事故が発生した場合には速やかに市町村・家族に連絡を行うと共に入居者に対しては必要に応じて協力医療機関等での専門的機関での診察を依頼するなど必要な処置を行います。
サービス提供により賠償するべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

9 協力医療機関

医療を必要とする場合、ご利用者の希望により、協力医療機関において診療を受けることができます。
《協力医療機関》はまゆう診療所　(内科・皮膚科・神経内科)
鳥取市野寺62番地1　　TEL　0857-51-7800
鳥取生協病院
鳥取市末広温泉町458　　TEL　0857-24-7251
鳥取市立病院
鳥取市的場1丁目1番地　　TEL　0857-37-1522
鳥取赤十字病院
鳥取市尚徳町117番地　　TEL　0857-24-8111
みなみ歯科医院
鳥取市南吉方1丁目108-2　TEL　0857-23-1000

10 残置物引取り人について

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引き取り人」を定めていただきます。
当施設は「残置物引き取り人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。
また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取り人にご負担頂きます。

11 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1)防火管理者　　山根　剛
(2)火元責任者　　各階フロアリーダー
(3)定期的に非常災害設備の点検を行い、常に有効に保持するよう努めます
(4)火災の発生や災害発生時には、被害を最小限にとどめる為自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります
(5)防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します
①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・年2回以上
②利用者を含めた総合避難訓練・　・　・年1回以上
③非常災害用設備の使用方法の徹底・・・随時

12 サービス内容に関する苦情等相談窓口

受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員へ報告します。
詳しい事情を確認し、必要であれば苦情処理委員会で検討会議を行い再発防止に努めます。
年に一度「満足度アンケート」を実施して頂いたご意見を参考にケアの質向上に繋げます。

○当施設への入居者またはご家族の方の相談窓口

窓口担当者　西浦　智美（地域支援部部長）　　ご利用時間　　8:30～17:30
ご利用方法　　電話　　0857-51-7838

○第三者委員　　坂本裕子　　鳥取市下味野335-2　　電話　0857-53-5058
○鳥取県国民健康保険団体連合会　　介護サービス相談　　電話　0857-20-2100
○鳥取県社会福祉協議会　　運営適正化委員会　　電話　0857-59-6335
○鳥取市福祉部長寿社会課　　電話　0857-30-8211
○その他町村窓口

13 個人情報保護に関する相談窓口

ご質問やご相談は、各部署の責任者又は個人情報保護相談窓口をご利用ください。

○　個人情報保護相談窓口　西浦智美（地域支援部長）
電話　　0857-51-7838

14 本社会福祉法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　賛幸会	
代表者役職・氏名	理事長　田中　彰	
本部所在地・電話番号	鳥取県鳥取市服部204番地1	0857-51-7838
定款の目的に定めた事業	1、ユニット型介護老人福祉施設	
	2、 認知症対応型共同生活介護	
	3、その他これに付随する業務	
施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2ヶ所
	短期入所生活介護	2ヶ所
	通所介護	1ヶ所
	グループホーム	1ヶ所
	共生ホーム	1ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホーム(ユニット型介護老人福祉施設) のでらはまゆう 入所にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　　鳥取市服部204番地1
名称　　社会福祉法人　賛幸会
代表者　　理事長　田中　彰　　印

説明者　　氏名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホームのでらはまゆうについての重要事項の説明を受け同意いたします。

入居者　　住所
氏名　　印

署名代行者又は代理人

住所
氏名　　印

※　利用者との関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　署名を代行する理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人

住所
氏名　　印

【契約書第8条5項　の請求書･明細書及び領収書の送付先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	
電話番号	

【契約書第14条第3項　緊急時および第15条第3項　事故発生時の連絡先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	
電話番号	